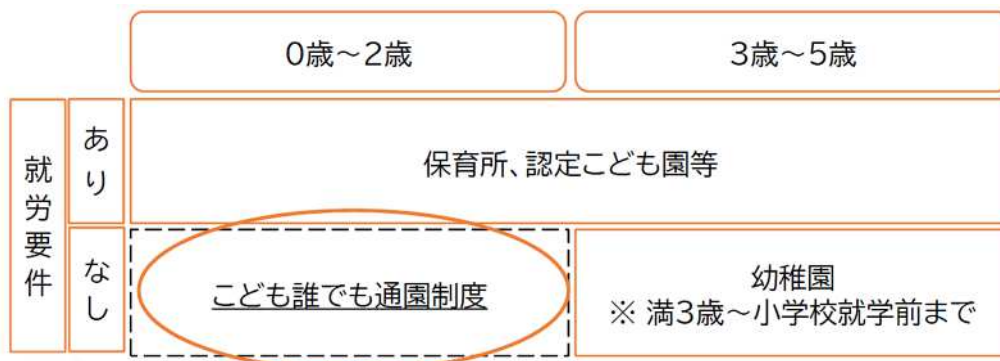


乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)について

令和8年4月から、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度として「乳児等のための支援給付」が創設され、「乳児等通園支援事業」(こども誰でも通園制度)が本格実施されます。

1. 制度の目的

こどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備することを目的とする。
⇒保育所等に通っていないこどもも含め、全てのこどもの育ちを応援



2. 制度の意義

【こどもの成長の観点からの意義】

- ・ 家庭とは異なる経験や家族以外の人とかかわる機会が得られる。
- ・ 家庭だけでは得られない様々な経験を通じて、ものや人への興味・関心が広がり、成長していくことができる。
- ・ 年齢の近いこどもとのかかわりにより、成長発達に資する豊かな経験をもたらす。

【保護者にとっての意義】

- ・ 専門的な知識や技術を持つ人との関わりにより、育児に関する負担感の軽減につながる。
 - ・ こどもへの保育者の接し方を見ることにより、保護者自身が親として成長することができる。
- (子ども家庭庁 こども誰でも通園制度の実施に関する手引 令和7年3月)

3. 制度の概要

利用対象者	0歳6か月～満3歳未満で保育所等に通っていないこども
対象者の認定	居住する市町村による認定の仕組み(利用者から申請行為が必要)
利用時間	月の利用可能枠(10 時間を上限。令和8～9年度は経過措置として3時間での設定が可能)の中で、時間単位等で柔軟に利用
利用方式	定期利用:事業所、曜日、時間を固定 柔軟利用:事業所、曜日、曜日を固定しない
利用者負担額	こども1人1時間あたり300円を標準として各施設で設定
利用方法・予約方法	こども誰でも通園制度総合支援システムを活用し、利用予約 ※市町村は、システムを活用し、利用状況の把握が可能
実施方式	一般型:保育所等の定員とは別に定員を設け、在園児と合同又は専用室を設けて受け入れを行う 余裕活用型:保育所等において定員に達しない場合に、定員の範囲内で児童を受入れを行う
実施場所	保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点等

4. 設備及び運営の基準について

児童福祉法第34条の16第1項に基づき、内閣府令で定める基準に従い、設備及び運営に関する条例を制定します。

【制定する条例】

岡崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

【基準の考え方】

乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準は、国の基準（「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」）に従い、又は参酌するものとされています。本市においては、国の定める基準を基本とし、国の基準と同内容とすることを予定しています。主な基準は下表のとおりです。

	項目	国が定める基準		市の基準(案)
		一般型	余裕活用型	
職員	資格	・保育士 ・その他乳児等通園支援に従事する職員として市町村長が行う研修を修了した者	各実施施設の基準に従う	国基準のとおり
	配置基準	・0歳児おおむね3人につき1人以上 ・1、2歳児おおむね6人につき1人以上 ※半数以上は保育士とする。	各実施施設の基準に従う	
設備、面積基準	乳児室の面積	0,1歳児1人につき 1.65 m ²	各実施施設の基準に従う	国基準のとおり
	ほふく室の面積	0,1歳児1人につき 3.3 m ²	各実施施設の基準に従う	
	保育室・遊戯室	2歳児1人につき 1.98 m ²	各実施施設の基準に従う	
	便所	設けること	各実施施設の基準に従う	
食事	食事提供を行う場合	当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。		国基準のとおり

【その他】

- ・令和8年4月1日施行
- ・その他関連する条例等も併せて整備を行います。

5. 量の見込み及び必要施設数(想定)

【量の見込み】

- ① 就学前児童数から、保育の量の見込み(保育園等利用児童数)を差引き、対象児童数を算出。
- ② 対象児童数に、先行自治体の実績を参考に見込んだ利用率を乗じて利用者数を算出。
- ③ 利用者数に10時間(1月あたりの利用上限時間)を乗じて量の見込みを算出。

全体	R8.4.1	R9.4.1	R10.4.1	R11.4.1
就学前児童数	7,940	8,064	7,958	7,863
対象児童数	4,315	4,397	4,337	4,287
利用率	3%	4%	5%	10%
利用者数	129	176	217	429
量の見込み(10 時間/人)	1,290	1,760	2,170	4,290

【提供体制の考え方】

令和8年度は公立保育園で実施し、その後は利用実績や需要に応じて、実施園数の見直し等により対応していきます。

【令和8年度の提供体制について】

公立保育園での実施を予定し、下記の運営条件で必要施設数を算出します。

開所時間	一日5時間
開所日数	20 日(週5日×4週)
利用定員	7名(0歳:2 名 1歳:2名 2歳:3名)
利用方式	曜日、時間を固定する定期利用とする。

$$1,290 \text{ 時間} \div (5 \text{ 時間} \times 20 \text{ 日} \times 7 \text{ 名}) = 1.84 \quad \Rightarrow \quad 2 \text{ 園での実施}$$